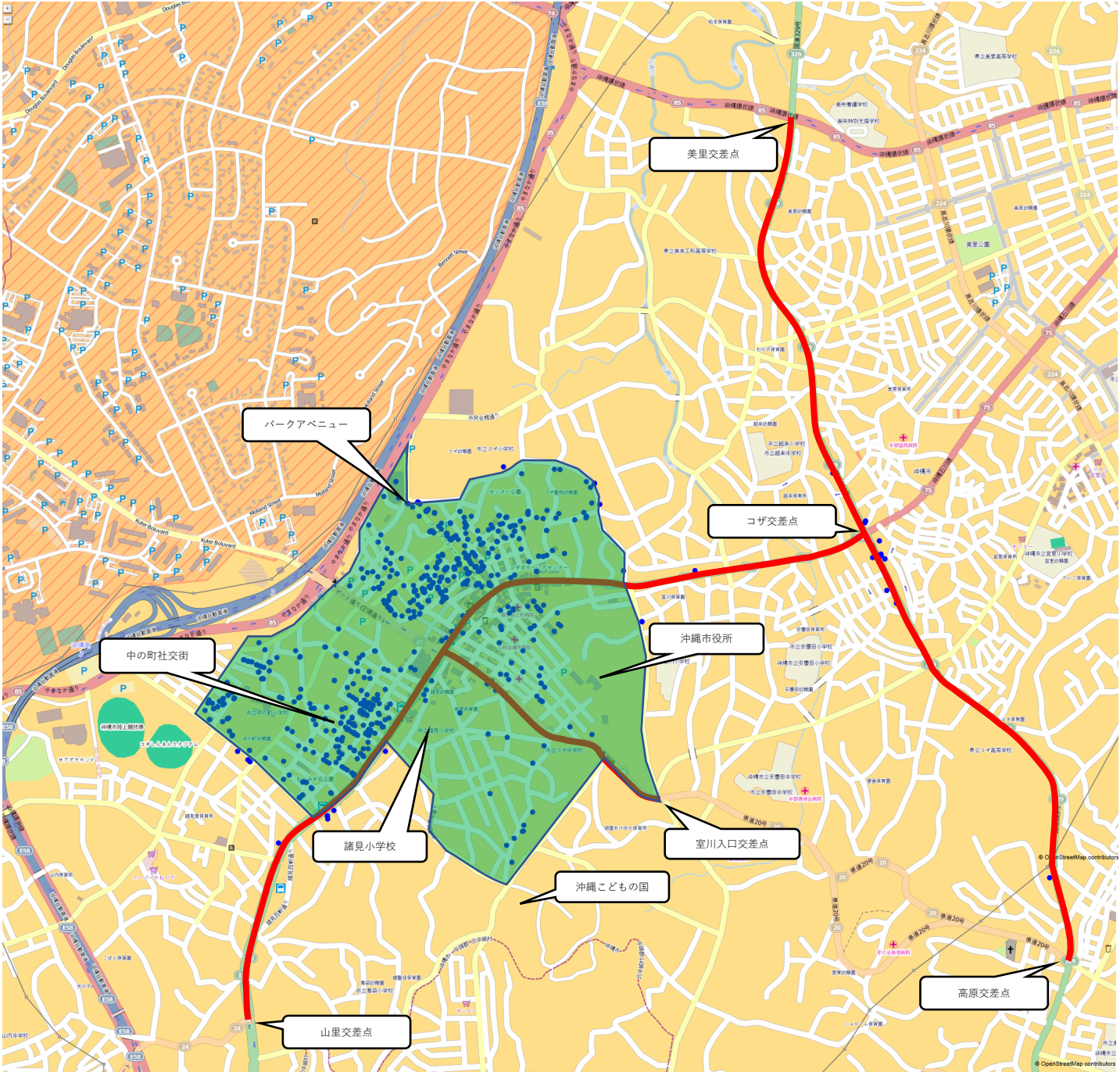


沖縄警察署 駐車監視員活動ガイドラインにおける確認標章取付状況



注 駐車違反に関する相談等により一時的にガイドライン以外の場所で放置車両の確認を行うことがあります。

凡 例	
	重点路線
	重点地域
	駐車監視員による 確認標章取付場所 (令和3年中)